

緊急事態宣言が発令中 1月14日～2月7日

新型コロナウイルス感染症拡大のため、政府は緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を追加しました。
市民の皆さんは、感染拡大を防ぐための対策に、協力をお願いします。 ※1月25日時点での情報です
問い合わせ 市新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎ 22-9567

感染の危険を伴う飲食の自粛

感染の多くが、飲食によるものとされています。日中でも夜でも、自宅でも外食でも、感染の危険を伴う飲食は控えてください。



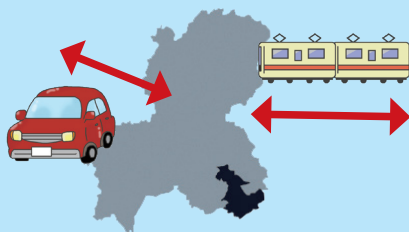
- 家族やパートナー以外との飲食
- 長時間の飲食



- 酒類を伴い、大声を出す飲食
- マスクを着けず、会話をしながらの飲食
- GoToイートの食事券の利用

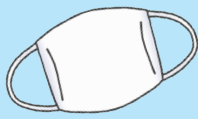
不要不急の外出の自粛

不要不急の外出は控えてください。特に、午後8時以降の外出は控えてください。
県をまたぐ移動も自粛をお願いします。特に、緊急事態宣言が出されている、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・福岡県・栃木県への移動は控えてください。



基本的な感染防止対策の徹底

- 3密を避ける
- マスクを着ける
- 手洗い・消毒をする
- 換気をする
- 毎日体調をチェックする



人と会う・接触する機会をできるだけ減らす

生活必需品の買い物など、必要な外出をするときでも、混み合う時間帯を避けるなど、できる限りの工夫をしてください。
仕事でも、テレワークや時差出勤などの工夫をお願いします。



市内公共施設の時間を短縮

午後8時以降に利用可能だった市内公共施設については、原則として、利用時間を午後8時までに短縮します。
また、貸館については、市外からの新規利用受け付けを停止します。

感染拡大を食い止めるためには、私たち一人一人が意識を変え、感染防止の行動を取ることが何より大切です。
これまでの習慣を変えることも、時には必要かもしれません。不便な日々が続きますが、どうか、理解と協力をお願いします。ワクチン接種については、詳細が決まり次第、本紙でもお知らせします。